

つくみ 地域安全ニュース



津久見市防犯協会

☎ 82-9511

白杵津久見警察署

☎ 62-2131

「犯罪被害者週間」

11月25日（土）から12月1日（金）まで

～ひとりで悩んでいませんか？～

犯罪被害者への支援のための相談電話

◎ 警察総合相談

☎ # (シャープ) 9110

☎ 097-534-9110



犯罪被害者やその家族、友人等からの御相談を受け付けています。
また、警察だけでは対応できないことについては、他の専門機関等を御紹介することができます。お気軽に御相談ください。

～犯罪被害給付制度～

※ 国から次のような給付金が支給されます。

- 不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族（殺人や傷害致死等の犯罪被害者の遺族）
遺族給付金 320万円～2,964万円
- 重傷病を負った被害者（殺人未遂や傷害事件等の犯罪被害者）
重傷病給付金 上限額 120万円
- 身体に障害を負わされた被害者（犯罪による負傷で障害が残った犯罪被害者）
障害給付金 18万円～3,974万円

◎ 詳しくは、最寄りの警察署の担当窓口（総務課）、もしくは警察本部の広報課
犯罪被害者支援室（代表電話 097-536-2131）にお尋ねください。

災害に便乗した詐欺・窃盗事案に注意 !!

- ◎ 災害に便乗した義援金・寄付金などをかたった詐欺の発生が懸念されます。
 - ・ 市役所などの公的機関の職員を名乗って、募金・義援金などを求めるもの。
 - ・ 災害に絡んで電気・ガス設備等の点検・修理名目で現金を求めるもの。などがあつた場合は、相手方をよく確認し、被害に遭わないように十分注意するとともに、警察へ通報、相談をしてください。
- ◎ 留守宅を狙った泥棒被害が発生しています。被害を防ぐため、不在にする場合は、貴重品などは持出して、確実に施錠をしましょう。